

	<h1>広報 てしおがわ</h1>	<p>発行 〒095-0014 士別市東4条3丁目1番4 てしおがわ土地改良区 電話：(0165)29-7177(代表) FAX：(0165)29-6820(総務部) (0165)29-6821(工務部) E-mail:teshio-s@teshiogawa-lid.com URL:http://www.teshiogawa-lid.com 編集：総務部総務課</p>
---	-----------------------	---



平成30年4月26日 和寒地区通水式（西和ダムにて）

目次	目次
・ごあいさつ……………2	・平成30年度地区除外決済金について…………8
・通常総代会議決事項……………3	・平成30年度土地改良事業一覧（予定）……9
・平成30年度一般会計収支予算……………4	・てしおがわ土地改良区職員機構……………10
・平成30年度共通及び地区予算……………5	・職員人事……………11
・平成30年度賦課金の10a当り課率……………6・7	・土地改良区からのお願い……………12

ごあいさつ

理事長 榎本好男



広報てしおがわ第33号発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

常日頃より組合員の皆様には、当土地改良区運営並びに土地改良事業の推進に特段なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今冬は記録的な大雪に見舞われ、春先の雪解けも心配しておりましたが、思いのほか順調に雪解けは進み、例年並に春作業が進んだのではないのでしょうか。4月には暖かい日も数日ありましたが5月前半は低温が続き、寒い中で作業になったことと思います。今年の天気は数日周期で変わる予報もあり、体調に十分留意され農作業にあたっていただきたいと思います。今年も異常気象は心配されますが、農作物が順調に生育し豊穰の出来秋になることを切に願っているところであります。

去る、3月23日平成29年度通常総代会を開催致しました。総代会におきましては、平成29年度一般会計補正予算及び平成30年度一般会計予算に係る議案の審議を行い、全案件提案どおり議決ご決定を頂きました。本年度の土地改良事業については各事業ともに適切に進めておりますが、国営事業3地区、道営事業については新規地区を含めて21地区、団体営事業については57地区、全体で81地区55億9千万円ほどの事業費となっております。各事業の適切な執行に努めると共に、計画に沿った事業進捗となるよう国の予算の確保を望み、関係官庁及び関係国会議員等への要請活動を鋭意行って行きたいと考えております。

今年は、総代、役員の変更の年となっております。総代の任期は8月31日迄、役員の任期については9月26日迄となっております。総代選挙については公職選挙法での取り扱いとなり士別市の選挙管理委員会にて執り行われます。これから選挙に向けて各種手続き等を進めてまいります。各地区の組合員の皆様にはお世話になることが多々あるかと思っておりますのでご協力宜しくお願いいたします。また、現在、理事会、総務委員会において総代、役員の定数について検討をおこなってお

ります。組合員の減少に伴い総代、役員のなり手が不足してきていることを踏まえ、様々な面から検討し適切な定数設定をおこなうことを目標に協議しているところです。今年の変更には間に合いませんが、次回、平成34年の改選に向けて検討し組合員の皆様に周知した上での施行を目標に協議をおこなっておりますのでお知らせ致しますと併にご理解をお願いいたします。

T P Pについて11ヶ国で3月に署名後、現在各国で国内手続きを行っていますが、離脱したアメリカがメリットの面からT P PとF T Aとの二段構えの中、T P Pに意欲を見せたタイを日本が後押しする形でアメリカをけん制しております。他にも意欲のある国やA S E A Nへの期待等もありますが、2019年の発行を目指し執り進めているようであります。いずれにしても日本国内の農業にとって影響を避けることは難しく、日本の農業を守って行くためには、外交、国策等、様々な施策が必要であり、地域、北海道、そして日本全体が一体となって強い農林水産業を創りあげることが必要と考えます。

現在、理事会、運営審議会において当区事務所の今後に向けての協議をおこなっており、3月の通常総代会において概略設計に向けた議決をいただきました。本年度、概略設計発注をおこないまして、建物の概要と資金計画等をもって建設に向けて来年の総代会に提案したいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。土地改良区の事務所は、当区の施設の維持管理を行う拠点であり、農業用水利施設と同等の重要施設という位置づけから、組合員の皆様の新たな賦課負担とならない形で建設をおこなえるよう協議を進めているところです。協議経過等については、都度お知らせしたいと考えております。

最後になりますが、本年度においても組合員の皆様にご理解をいただきながら、土地改良区の今後を見据えた業務運営と土地改良事業の推進にあたって参りますので、更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。更には、組合員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

通常総代会議決事項

平成29年度通常総代会は、平成30年3月23日(金)士別グランドホテルにおいて開催された。

平成29年度中間監査報告、平成29年度補正予算、平成30年度の運営に関わる土地改良区一般会計収支予算及び賦課金等一連関連議案について提案がなされ、それぞれ原案通り可決決定し、総代会を終了した。

総代定数	80名	議長	中井作充 (天塩川地区)
欠員	2名	副議長	広瀬 仁 (士別地区)
現員	78名	議事録記名人	安斉政一 (士別地区)
出席総代	59名		小林英雄 (温根別地区)
欠席	19名		



● 議決等事項は次のとおり

報告第1号 平成29年度中間監査の報告について

報告第2号 土地改良事業の経過及び計画について

承認第1号 平成29年度第3回一般会計収入支出補正予算(専決処分)の承認について

議案第1号 農林漁業資金の借入議決中議決更正について

議案第2号 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業資金の借入議決中議決更正について

議案第3号 平成29年度各種積立金の処分議決中議決更正について

議案第4号 平成29年度各種積立金の処分について

議案第5号 平成29年度第4回一般会計収入支出補正予算について

議案第6号 てしおがわ土地改良区会計細則の廃止及び新設について

議案第7号 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の変更計画認定申請について

議案第8号 農林漁業資金の借入について

議案第9号 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業資金の借入について

議案第10号 平成30年度各種積立金の処分について

議案第11号 平成30年度役員等年報酬額について

議案第12号 一時借入金について

議案第13号 平成30年度 賦課金等の賦課徴収の時期及び方法について

議案第14号 平成30年度 地区除外決済金について

議案第15号 道営土地改良事業の施行申請について(変更)(中士別第2)

議案第16号 道営土地改良施設の維持管理について(変更)(中士別第2)

議案第17号 てしおがわ土地改良区事務所建設計画について

議案第18号 平成30年度一般会計収入支出予算について

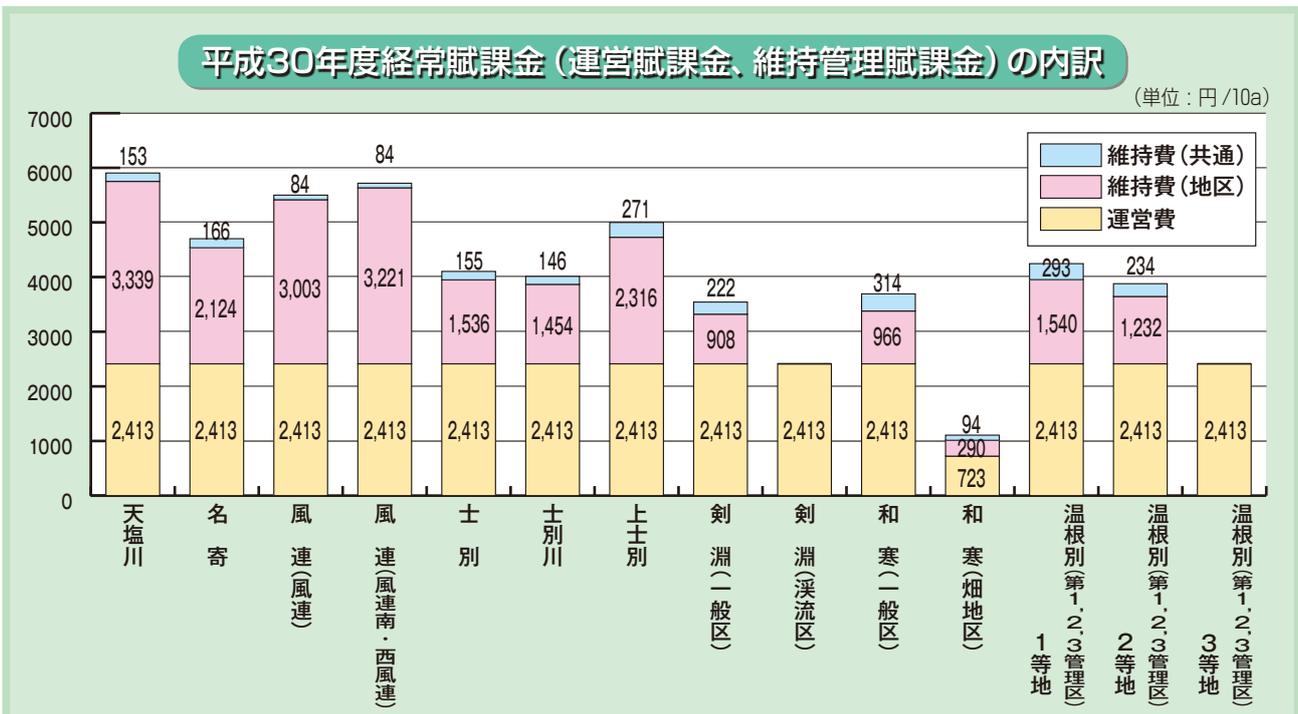
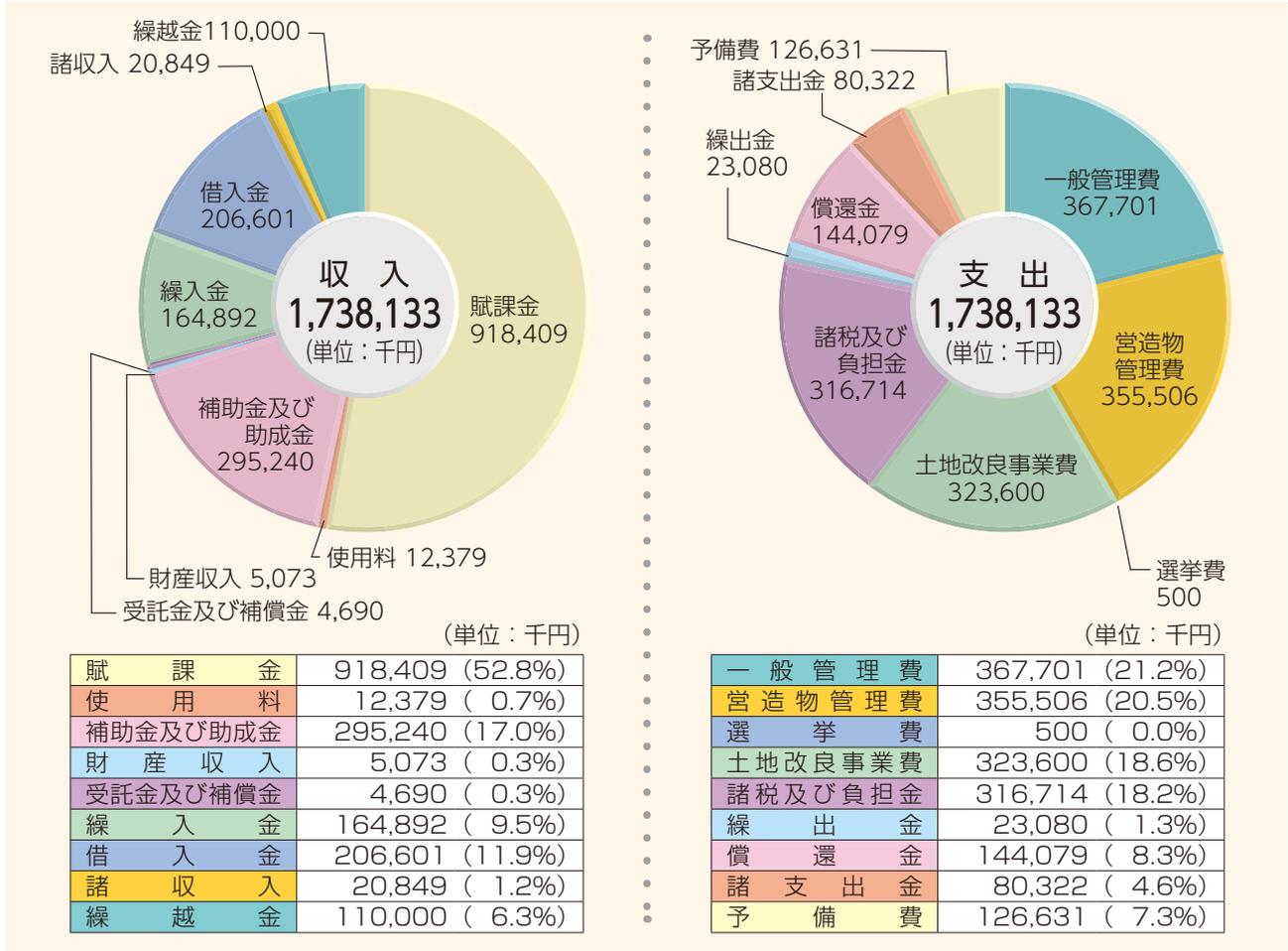
議案第19号 てしおがわ土地改良区規約の一部改正について

議案第20号 土地改良財産の処分及び取得について



平成30年度一般会計収支予算構成

平成30年度てしおがわ土地改良区一般会計当初予算額は、収入支出とも1,738,133千円です。予算構成比と共通並びに地区別予算書を掲載したのでご覧ください。



平成30年度てしおがわ土地改良区予算（共通及び地区予算）

【収入予算】

(単位：千円)

予算科目	共通	天塩川地区	名寄地区	風連地区	士別地区	士別川地区	上士別地区	剣淵地区	和寒地区	温根別地区	合計
款 科 目											
1 賦課金	463,375	142,173	75,534	62,095	21,181	43,930	40,042	24,247	32,110	13,722	918,409
2 使用料			2,284	301	7,981			755	150	908	12,379
3 補助金及び助成金	34,853	44,552	25,418	46,087	3,048	30,340	41,741	39,431	11,489	18,281	295,240
4 財産収入	1,661	832	434	589	255	397	190	446	130	139	5,073
5 受託金及び補償金	4,690										4,690
6 繰入金	17,425	10,000	17,547	10,293	10,000	30,282	10,000	24,097	22,377	12,871	164,892
7 借入金		32,238	26,875	31,304		59,810		16,666	39,708		206,601
8 諸収入	1,900	4,131	866	4,178	702	1,503	1,668	2,223	2,700	978	20,849
9 換地費											0
10 繰越金	55,000	8,000	6,000	6,000	10,000	5,000	8,000	6,000	2,500	3,500	110,000
計	578,904	241,926	154,958	160,847	53,167	171,262	101,641	113,865	111,164	50,399	1,738,133

【支出予算】

(単位：千円)

予算科目	共通	天塩川地区	名寄地区	風連地区	士別地区	士別川地区	上士別地区	剣淵地区	和寒地区	温根別地区	合計
款 科 目											
1 一般管理費	367,701										367,701
2 営造物管理費	13,050	105,023	25,582	42,941	26,677	36,395	36,843	21,144	24,000	23,851	355,506
3 選挙費	500										500
4 土地改良事業費	108,038	25,687	21,147	8,838	8,129	37,573	42,709	46,814	10,717	13,948	323,600
5 諸税及び負担金	59,729	39,836	29,625	41,739	1,062	67,396	8,511	20,150	47,700	966	316,714
6 繰出金	5,498	15,435	132	853	150	370	155	281	87	119	23,080
7 償還金		24,685	39,303	33,529	2,633	16,328	2,023	10,361	15,217		144,079
8 諸支出金	12,388	17,000	27,908	19,950	1,516	200	300		360	700	80,322
9 交付金											0
10 換地費											0
11 予備費	12,000	14,260	11,261	12,997	13,000	13,000	11,100	15,115	13,083	10,815	126,631
計	578,904	241,926	154,958	160,847	53,167	171,262	101,641	113,865	111,164	50,399	1,738,133

平成30年度賦課金の10a当り課率

当改良区定款第27条の規程により、平成30年度賦課金等の徴収の時期及び方法について、下記の通り定める。ただし、災害その他やむを得ない場合の徴収時期及びその方法等の変更については、理事会に一任願いたい。

徴収方法	1. 本改良区において直接徴収を行う。 2. 委任契約に基づき徴収を行う。 (北ひびき農業協同組合、道北なよろ農業協同組合、(有)美田実郎商店、黒田商店、(株)丸メ商会)
-------------	---

(単位：円)

区分	地区名	負担区分	第1期	第2期	合計	
運営 賦課 金	天塩川		1,448	965	2,413	
	名寄		1,448	965	2,413	
	風連		1,448	965	2,413	
	士別		1,448	965	2,413	
	士別川		1,448	965	2,413	
	上士別		1,448	965	2,413	
	剣淵	一般区		1,448	965	2,413
		溪流区		1,448	965	2,413
	和寒	一般区		1,448	965	2,413
		畑地区		434	289	723
	温根別	第1,2,3管理区	1等地	1,448	965	2,413
			2等地	1,448	965	2,413
3等地			1,448	965	2,413	
維持管理 賦課金 (共通)	天塩川		92	61	153	
	名寄		100	66	166	
	風連		50	34	84	
	士別		93	62	155	
	士別川		88	58	146	
	上士別		163	108	271	
	剣淵	一般区		133	89	222
		一般区		188	126	314
	和寒	畑地区		56	38	94
		第1,2,3管理区	1等地	176	117	293
	2等地		140	94	234	
	3等地		0	0	0	

(単位：円)

区分	地区名	負担区分	第1期	第2期	合計	
維持管理 賦課金 (地区)	天塩川		2,004	1,335	3,339	
	名寄		1,274	850	2,124	
		中心経営体農地集積促進事業		当該年度反当相当額		
	風連	風連		1,802	1,201	3,003
		風連南西風連		1,933	1,288	3,221
		中心経営体農地集積促進事業		当該年度反当相当額		
	士別		922	614	1,536	
	士別川		872	582	1,454	
		中心経営体農地集積促進事業		当該年度反当相当額		
	上士別		1,390	926	2,316	
	剣淵	一般区		545	363	908
		溪流区		0	0	0
和寒	一般区		580	386	966	
	畑地区		174	116	290	
温根別	第1,2,3管理区	1等地	924	616	1,540	
		2等地	739	493	1,232	
		3等地			-	

(単位：円)

区分	地区名等	負担区分	第1期	第2期	合計	
特別課金	全地区	土別	0	427	427	
		風連	0	427	427	
		名寄	0	427	427	
	多寄東	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		暗きよ	0			
	東豊	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		暗きよ	0			
	風連(地域水田)	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		暗きよ	0			
	瑞生	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		暗きよ	0			
	共和	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		暗きよ	0			
	名寄東	全地区	0	1,579	1,579	
		区画整理(整地暗きよ)	0	受益地	受益地	
	風連東第1	区画整理	0	当該年度	当該年度	
		暗渠排水	0	償還相当額	償還相当額	
	風連	風連地区	0	236	236	
		風連南・西風連地区	0	18	18	
		構改地区	0	18	18	
	風連(地域水田)	暗きよ	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
暗きよ		0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額		
土別	全地区		0	0	0	
		区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
	暗きよ	0				
	土別西	心土破碎	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		用排水路(個人)	0			
	土別北	区画整理	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		暗きよ	0			
	南土別	用排水路(個人)	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		区画整理	0			
	暗きよ	暗きよ	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
用排水路(個人)		0				
川別	つくも西	区画整理	0	2,502	2,502	
		暗きよ・除礫	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
	武徳北	暗きよ・除礫	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
	中土別第1期	区画整理	0	125	125	
	中土別第2期	区画整理	0	148	148	
上土別	共睦	区画整理	0	194	194	
		暗きよ	0	202	202	
	川南	換地	0	15	15	
		区画整理	0	736	736	
	成美	暗きよ	0	336	336	
		H16以前 施工分	暗きよ	0	723	723
		H17以後 施工分	除礫	0	938	938
和寒	普通区	暗きよ	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
		除礫	0	受益地 当該年度 償還相当額	受益地 当該年度 償還相当額	
普通区	第1幹線地区	0	500	500		

(単位：円)

区分	地区名等	負担区分	第1期	第2期	合計
平準化賦課金	風連	全地区	0	1,064	1,121
		構改地区	0	523	551

賦課金は、納入期限内に

賦課期日

第1期 7月10日・第2期 10月25日

納入期限

第1期 7月31日・第2期 11月15日

そろって期限内に納入しましょう

平成30年度 地区除外決済金について

平成30年度において、農地転用等に伴う10a 当り地区除外決済金を、地区除外等処理規程第6条に基づき次のとおり定める。

徴収方法：本改良区において直接徴収を行う。 賦課期日：納入通知に記載の期日とする。

共通決済金	決済金算定基準2(1)ウ(イ)に係る決済金については別途加算する
36,021円 (10a 当りの額)	

地区共通決済金 10a当りの額

(単位：円)

天塩川地区		風連地区		士別地区		上士別地区		和寒地区		温根別地区	
全地区	89,863	風連地区	50,131	全地区	15,626	全地区	23,296	一般区	7,728	1等地	15,400
名寄地区		風連南地区	50,131	士別川地区		剣淵地区		畑地区	2,320	2等地	12,320
全地区	21,240	西風連地区	50,131	全地区	21,810	一般区	18,121			3等地	0
		構改地区	49,809								

事業地区決済金 10a当りの額

(単位：円)

天塩川地区			士別地区			士別川地区			剣淵地区			和寒地区									
地区名	工種	金額	地区名	工種	金額	地区名	工種	金額	地区名	工種	金額	地区名	工種	金額							
多寄東(経営体)	区画整理 暗きよ	当該年度償還残高	士別西	区画整理	当該年度償還残高	つくも西	区画整理	11,223	道 営	桜岡幹線 西岡・西原 剣和幹線	736	第1幹線	道 営 かん排	1,057							
東豊(経営体)				暗きよ																	
風連(地域水田)				心土 破碎																	
瑞生(経営体)				用排水路 (個人)																	
共和(経営体)				区画整理																	
名寄地区			士別北	暗きよ	当該年度償還残高	上士別地区			成 美	H施16工 以前分	暗きよ	8,266	H施17工 以後分	暗きよ	当該年度償還残高						
地区名	工種	金額		用排水路 (個人)			地区名	工種								金額	除 礫	10,705			
全地区		15,114		区画整理													除 礫				
名寄東	区画整理 (整地増き)	当該年度償還残高	南士別	暗きよ																	
風連東第1	区画整理 暗きよ 渠排水				用排水路 (個人)																
風連地区																					
地区名	工種	金額																			
風連(地域水田)	暗きよ	当該年度償還残高																			

平成30年度土地改良事業一覧（実施予定）

該当地区	事業区分	事業名	地区・施設名	事業内容
天塩川	道 営	基幹水利施設整備事業	第3支線	用水路
		基幹水利施設整備事業	第5支線	用水路
		基幹水利施設整備事業	名寄幹線	用水路
	団体営	土地改良施設維持管理適正化事業	40線排水路	排水路
		土地改良施設維持管理適正化事業	30線西排水路	排水路
		土地改良施設維持管理適正化事業	西4号排水路	排水路
		施設改善対策事業	天塩川東甲支線地区	用水路改修
	施設改善対策事業	天塩川第7支線地区	用水路目地補修及び勾配修正	
名 寄	道 営	農地整備事業経営体育成型	名寄東	換地業務 附帯工
		農地整備事業経営体育成型	風連東第1	区画整理 暗渠排水 用水路
	団体営	土地改良施設維持管理適正化事業	名-4-筋-排-10-13排水路	排水路
		土地改良施設維持管理適正化事業	曙第3号揚水機場	ポンプ・モーター整備補修 電気設備補修
風 連	国 営	国営施設機能保全事業	風連	風連ダム 日進頭首工 実施調査設計
	道 営	農地整備事業経営体育成型	風連東第2	区画整理 用水路
		農地整備事業経営体育成型	風連東第3	区画整理
	団体営	施設改善対策事業	風連北東地区	用水路目地補修及び勾配修正
		施設改善対策事業	西風連地区	用水路目地補修及び勾配修正
士別川	国 営	国営農地再編整備事業	上士別	区画整理 農地造成 実施調査設計
	道 営	農地整備事業経営体育成型	中士別第2	調査設計
		農地整備事業経営体育成型	中士別第1 一期	区画整理
		農地整備事業経営体育成型	中士別第1 二期	調査設計
	団体営	国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費	中士別10線除塵機	水位伝送システム
国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費		上士別23線除塵機	水位伝送システム	
	国営造成施設管理体制整備促進事業 内高度化経費	武徳41線除塵機	安全施設整備設置	
上士別	国 営	国営農地再編整備事業	上士別	区画整理 農地造成 実施調査設計
		国営施設応急対策事業	てしおがわ剣和	用水路 実施調査設計
	団体営	施設改善対策事業	富山地区	用水路目地補修
		国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費	吉野頭首工・幹線	水位伝送システム
	国営造成施設管理体制整備促進事業 内省エネ対策経費	共陸剣和揚水機	インバーター制御設備設置	
剣 淵	国 営	国営施設応急対策事業	てしおがわ剣和	用水路 実施調査設計
	道 営	農業水利施設保全合理化事業	剣淵中央	区画整理 用水路 客土 暗渠排水
		農地整備事業経営体育成型	剣淵東	区画整理 暗渠排水
		中山間地域総合整備事業	剣淵西	区画整理 客土 暗渠排水
団体営	国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費	西原揚水機場	水位伝送システム	
	国営造成施設管理体制整備促進事業 内地域防災経費	西岡揚水機場	水位伝送システム	
和 寒	国 営	国営施設応急対策事業	てしおがわ剣和	用水路 実施調査設計
	道 営	農業水利施設保全合理化事業	和寒中部	区画整理 用水路 客土 暗渠排水
		農村地域防災減災事業	和寒	用水路
		農地整備事業経営体育成型	和寒東部第1	区画整理 暗渠排水
		農地整備事業経営体育成型	和寒東部第2	区画整理 暗渠排水
		農地整備事業経営体育成型	和寒北部	区画整理 暗渠排水 客土
		中山間地域総合整備事業	和寒西部	区画整理 暗渠排水 客土 除礫
	農地整備保全	わっさむ	除礫	
団体営	施設改善対策事業	和寒北地区	用水路目地補修	
	土地改良施設維持管理適正化事業	大成揚水機場	ポンプ更新・操作盤改修	
温根別	団体営	土地改良施設維持管理適正化事業	温根別東道幹線用水路	用水路

てしおがわ土地改良区職員機構

(平成30年 4 月 1 日発令) 正職員38名

* 部の業務を総括
会計主任
総務部長
山本 康弘

総務課長(総務・賦課)

折田 和也

(総務・賦課・事業・会計)

主 幹 合田ひとみ — 主 任 工藤亜希子

主事補

宮崎 渉

総務課長
(事業・会計)
久光 誉

主 幹 斉藤 大輔 主 任 佐々木克也

課付嘱託

前田三智子

総代会、理事会、監事会及び委員会に関する事。収支予算及び決算に関する事。広告、広報に関する事。職員の身分、給与、服務等に関する事。備品の購入、管理、保守に関する事。

定款、規約、諸規程に関する事。選挙に関する事。規程付属諸様式の管理に関する事。賦課金の賦課徴収に関する事。土地原簿及び組合員名簿に関する事。地区除外、加入及び決済金に関する事。滞納処分、不納欠損処分に関する事。

事業借入金等に関する事。入札事務、契約に関する事。事業受託契約等に関する事。普通財産の取得、処分及び貸付、占用、登記事務に関する事。土地改良財産の取得、処分に係る契約及び登記事務に関する事。電算技術の開発及び保守管理に関する事。維持管理計画書の変更申請に関する事。農地情報システムの運用及び保守管理に関する事。その他、部、課に属さない事務に関する事。

財務、会計、現金、預金の出納及び保管に関する事。文書及び公用印に関する事。年度別収入・支出に係る統計処理に関する事。その他、部、課に属さない事務に関する事。

* 職員を指揮監督

参 事
河南 哲也

工務課長

松田 保彦

主 任

諸藤 美穂

技 師

会田 竜矢

技師補

佐々木将騎

技 師

菊地 雅義

(国営農地再編推進室出向)

課付嘱託

豊岡 唯人

国営、道営土地改良事業の調査、計画、認可に関する事。国営農地再編事業上土別地区の実施、変更申請に関する事。国営、道営、団体営事業等の事務事業に関する事。土地改良事業に係るソフト事業に関する事。水利権の認可、変更申請に関する事。土地改良財産の貸付及び占用に関する事。工事用器具、備品及び機械の管理に関する事。その他、部及び他の課に属さない事業推進に係る事務事業に関する事。

* 部の業務を総括

管理責任者
工務部長
阿部 毅

土地改良事業推進室
室長

事業第1課長

中井 優

主 幹

山中 邦夫

主 任

山下 宏之

技 師

示沢 政人

技師補

渡邊 秀晃

担当区は名寄地区、風連地区及び天塩川地区。地区運営、地区協議会並びに土地改良施設に係る運用、操作管理、施設点検、保守管理、補修及び下部組織との連携に関する事。国営、道営土地改良事業の実施、変更申請に関する事。団体営事業等の調査、計画、実施、認可、変更申請に関する事。土地改良施設台帳の作成、変更に関する事。下部組織に係る運営、指導及び施設管理に関する事。工事用器具、備品及び機械の管理に関する事。その他事務事業及び管理事業に関する事。

事業第2課長

瀧見 和生

主 幹

辰見 和也

主 任

五林 明広

技 師

西岡 渉

技師補

福見 真護

技 師

谷口 侑

技師補

市原 和馬

(土地改良事業推進室)

担当区は土別地区、土別川地区及び上土別地区。地区運営、地区協議会並びに土地改良施設に係る運用、操作管理、施設点検、保守管理、補修及び下部組織との連携に関する事。国営、道営土地改良事業の実施、変更申請に関する事。団体営事業等の調査、計画、実施、認可、変更申請に関する事。土地改良施設台帳の作成、変更に関する事。下部組織に係る運営、指導及び施設管理に関する事。工事用器具、備品及び機械の管理に関する事。その他事務事業及び管理事業に関する事。

事業第3課長

増田 耕治

主 幹

奥山 孝幸

主 任

佐々木紀晃

技 師

滝上 博貴

技師補

佐藤 成浩

技 師

塚原 康平

技師補

杉田 力

技 師

佐藤 雄視

(振興局北部耕地出張所出向)

担当区は剣淵地区、和寒地区及び温根別地区。地区運営、地区協議会並びに土地改良施設に係る運用、操作管理、施設点検、保守管理、補修及び下部組織との連携に関する事。国営、道営土地改良事業の実施、変更申請に関する事。団体営事業等の調査、計画、実施、認可、変更申請に関する事。土地改良施設台帳の作成、変更に関する事。下部組織に係る運営、指導及び施設管理に関する事。工事用器具、備品及び機械の管理に関する事。その他事務事業及び管理事業に関する事。

退職人事

発令 平成30年3月31日付

職員名	前職
重森 淳	事業第1課主任

職員人事

発令 平成30年4月1日付

発令事項	前職	職員名
総務部長	総務部長(会計課長兼務)	山本 康弘
工務部長 兼 土地改良事業推進室 室長	工務部長	阿部 毅
総務課長(事業・会計)	総務課長(事業)	久光 誉
事業第2課長 兼 土地改良事業推進室 次長	事業第2課長	瀧見 和生
事業第1課主幹	事業第2課主幹	山中 邦夫
事業第3課主幹	事業第3課主任	奥山 孝幸(昇)
総務課主任	会計課主任	工藤 亜希子
事業第2課主任	事業第2課技師	五林 明広(昇)
工務課技師 (国営農地再編推進室出向)	工務課技師補 (国営農地再編推進室出向)	菊地 雅義(昇)
事業第1課技師	事業第1課技師補	示沢 政人(昇)
事業第2課技師	事業第3課技師補	西岡 涉(昇)
事業第2課技師	事業第2課技師補	谷口 侑(昇)
事業第3課技師	事業第1課技師補 (振興局北部耕地出張所出向)	滝上 博貴(昇)
事業第3課技師	事業第3課技師補	塚原 康平(昇)
事業第3課技師 (振興局北部耕地出張所出向)	事業第3課技師補	佐藤 雄視(昇)
工務課技師補 (土地改良事業推進室)	工務課技師補	市原 和馬
総務課付嘱託	会計課付嘱託	前田 三智子(継続雇用)
工務課付嘱託	事業第1課付嘱託	豊岡 唯人(継続雇用)

新規採用

発令 平成30年4月1日付



総務部
総務課主事補
宮崎 渉
(みやざき わたる)

これから多くの事を学びながら組合員の皆様の力になりたいと思っております。よろしく願い致します。



工務部
事業第1課技師補
東 恭平
(ひがし きょうへい)

今はわからない事だらけで覚えなくてはならない事ばかりですが、少しでも早く独り立ちできるよう頑張っていきます。



工務部
事業第3課技師補
杉田 力
(すぎた ちから)

地域も仕事もわからない事が多くありますが、早く仕事を覚えて、バリバリ働けるよう頑張ります。

土地改良区からのお願い

◆資格得喪通知の届出について

Q. どのようなときに資格得喪通知を届けるのか？

1. 農地の売買があったとき。
2. 農地を借りた、又は貸したとき。
3. 名義を変更（農業者年金受給などにより経営移譲、相続）したとき。

◎手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格に係る権利の目的である土地の全部又は一部について異動した場合は、**土地改良区に資格得喪の届出が必要です。**区としても知り得る限り対処しておりますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、従来どおり元の組合員に賦課金通知書が送付されます。農業委員会、農協、共済組合等の名義を変更されても土地改良区の名義が自動的に変更となることはありません。届出には新・旧両者の押印が必要となります。



◆農地を農地以外に転用したときは決済金がかかります

Q. どのような時に決済金がかかるのか。

1. 住宅建設のため宅地に転用したとき。
2. 道路用地、河川敷地として買収されたとき。
3. 田を畑に転用したとき。
4. その他、農地を農地以外に転用したとき。

Q. 決済金はなぜ必要なのか。

土地改良区は地区内農地への賦課金で管理運営を行っています。しかし、決済金を納めないで農地を転用した場合、残った農地で管理運営費を負担をしなければなりません。そこで、負担の公平を図るため、土地改良法により農地転用した場合は決済金を納めていただくことになっています。

賦課金の面積基準日は、その年の4月1日です。基準日以降に転用の手続きをされた場合には、その年度については賦課がなされます。

◎手続きについて

- ◆市町村の農政課への**届け出前**に、改良区に申請をお願い致します。
- ◆土地改良区で申請書用紙を用意し又、必要書類を提示します。
- ◆地区協議会、理事会の承認が必要であるために、申請は4月1日から同年の12月末までにお願いします。

■田寄せ・畑寄せについて

田寄せ・畑寄せを行う場合については、下記の事を事前に確認した上で、土地改良区に必ず申請をお願い致します

1. 田寄せ・畑寄せが、農作業効率の向上など営農上明らかに効果が期待できること、又は明らかに必要であること。
2. 土地改良区の地区内での移動であること。
3. **水利権上問題がないか土地改良区に確認願います。**（水田面積の増加及び、水系の変更は出来ません。）
4. 水系内の水田関係者の同意を得ること。
5. 田寄せ・畑寄せした事による水量の変化に対して土地改良区負担の水路の改修は行ないません。
6. 田寄せ・畑寄せ実施後はすみやかに土地の分筆・地目変更の登記をすること。（登記完了後は確認をします。）
7. 該当の土地に付いている土地改良事業償還金等の負債がある場合は、その取り扱い方針の整理を行なって下さい。

手続きについて

- ◆市町村の農政課への**届け出前**に、改良区に申請をお願い致します。
- ◆土地改良区で申請書用紙を用意し又、必要書類を提示します。

滞納金は新資格者が負担

土地改良法第42条の規定に基づき農地の異動・売買の際、その土地に賦課金の滞納がある場合は、新資格者が権利義務を継承しその滞納金を支払うこととなっております。売買又は賃借契約締結の前にご確認されますようお願い致します。

住所を変更したときは必ずご連絡ください

転居された場合は、住所変更が必要となりますので必ずご連絡くださいますようお願い致します。

